

外国人住民向け地域合同一日相談会共催事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人住民により近い府内市町村における外国人相談窓口の拡充を図るために公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が、府内市町村及び市町村国際交流協会等（以下「市町村等」という。）とともに、市町村等が府内の別の市町村及び市町村国際交流協会を含む他の団体（以下「他の団体」という。）と実施する外国人住民向け地域合同一日相談会を共同で主催すること（以下「共催事業」という。）についての必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 共催事業は、市町村等が、第3条において、財団が認める共催事業の対象となる1つ以上の他の団体と財団が、共催で実施する外国人住民向け地域合同一日相談会とし、当該事業にかかる財団の経費負担は、第7条の範囲内とする。

- (1) 市町村等が行う共催事業は年度内に1回限りとする。
- (2) 対象事業は年度内に3回を限度とし、申請順に受付けを行うものとする。

(共催事業の対象となる他の団体)

第3条 市町村等が共催事業を行うことができるのは、次に定める団体と共催事業を実施する場合に限る。なお、原則、大阪府内に事務所を置く団体とする。

- (1) 国、地方公共団体またはこれに準ずる公的法人
- (2) 留学生が在籍する高等教育機関
- (3) 公益財団法人（ただし市町村等と同一市町村内に事務所を置く国際交流協会等は除く）、公益社団法人
- (4) 医師会、薬剤師会などの師業団体
- (5) その他理事長が認める団体

(共催期間)

第4条 共催期間は、OFIX 中期経営計画（平成30年3月10日策定）の計画期間である平成30年度から中間年に当たる平成32年度までの3カ年とする。

(共催の協議)

第5条 共催を希望する市町村等（以下「共催希望団体」という。）は代表団体となる市町村等（以下「代表団体」という）を定め、共催事業の対象となる他の団体

名、相談会実施場所、PRの方法、相談見込件数、相談体制等を計画・精査のうえ、事業実施の4ヵ月前までに財団と協議しなければならない。

(共催申請)

第6条 代表団体は、共催事業計画書(様式1)及び共催事業経費内訳書を(様式2)を事業実施の3ヵ月前までに財団に提出しなければならない。

(財団の経費負担)

第7条 財団は共催事業の実施にあたって、1事業につき15万円を限度として次の各号に定める経費を負担することができる。なお、第1号から第3号に係る謝金については所得税及び交通費を含むものとする。

(1) 相談員謝金 1回あたり上限3人(財団職員を除く)。

専門相談員(行政書士、税理士、社会保険労務士等の資格を有する者)は1人4時間以内2万円(4時間を超える場合3万円)。ただし弁護士は別途定める。

一般相談員(資格を有しない者)は6時間以内1人1万円。6時間を超える場合は上限で1万5千円。

(2) 通訳派遣謝金 大阪府外国人情報コーナー対応言語に限る。6時間以内1人6千円及び保険料。6時間を超える場合は上限で1万円。

(3) 広報資料作成に伴う翻訳謝金 1回1万円(税込)上限。

(4) その他財団の理事長が特に必要と認めたもの。

2 前項に抛りがたい場合は、財団と代表団体が協議のうえ定める。

(専門相談員)

第8条 専門相談員は、代表団体から要請があった場合には財団がそれぞれの所属する団体を通じて依頼することができる。

(通訳派遣)

第9条 通訳は、代表団体から要請があった場合には、財団に登録する語学ボランティア等から派遣するものとする。

(共催決定及び通知)

第10条 共催事業は前条に掲げる書類をもって審査・決定し、選定結果を共催希望団体へ通知する。

- (1) 財団は、提出された共催事業計画書を審査した後、共催の可否を決定し、速やかに結果を代表団体へ通知する。
- (2) 共催可の決定を受けた共催希望団体（以下「共催団体」という。）の代表団体は、速やかに以下の書類を財団へ提出することとする。
 - (ア) 共催者名が明記された事業実施要領
 - (イ) 広報資料（ちらし、パンフレット等）
- (3) 共催団体の代表団体は、前項(イ)に掲げる広報資料について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。なお著作権侵害など第三者と紛争が生じた場合、共催団体がその責任を負い、財団に一切の負担をかけないものとし、かつ財団に損害が発生した場合はこれを補填するものとする。
- (4) 各共催団体は事業に関して、外国人住民等へ様々な手段で広く周知させるものとする。

（事業報告書）

第11条 共催団体の代表団体は、事業終了後、速やかに財団に共催事業報告書（様式3）を提出するものとする。

（共催の取消し）

第12条 財団は、共催決定をした後又は事業が完了した後に、共催団体の代表団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、共催の決定を取り消すことができる。なお、決定を取り消す場合は、共催事業承認取消通知書（様式4）により通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により共催の決定を受けたとき
- (2) 共催事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなると認められるとき
- (3) この要綱及び共催事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき

（その他）

第13条 共催事業に変更があった場合は、直ちに共催事業変更の届出書（様式5）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。